

令和元年度（2019年度）「にこにこルーム（預かり保育）利用のお知らせ」

＜※2号認定児・3号認定児以外にのみ該当する内容となります＞

学校法人浩陽学園

認定こども園 和泉チャイルド幼稚園

令和元年10月より実施される「幼児教育無償化」に伴い、「預かり保育無償化」の制度が創設されました。

「1号認定」で保育の必要性があり、在住市町村にて「新2号認定」を受けた方に対しては一定の条件下にて預かり保育料が減免されます（※令和元年10月1日の預かり保育より適用）。

また、「1号認定」と「新2号認定」、「新2号認定」同士の中でも不公平な状況や公平性を保つため、一部の設定額と各項目において規定の変更をいたします。

また、新たな「新2号認定」の制度に伴い、1日のお預かりする人数が大幅に増えることが予想されます。

現状においても「希望者多数の場合はお断りする場合があります」とお伝えしておりましたが、今後は毎日が上限によりすべての希望者のお預かりが難しくなる見通しです。職員配置基準（人員配置や保育室面積基準）に基づいた配置でお預かりをさせていただきますが、当園の受け入れ態勢の枠や人員配置の上限もあり、また、預かり保育の時間帯の教育・保育の質を維持するためにも、受け入れ人数を制限させていただくことになりました。以上のことから、在住市町村で「新2号認定」を取得できたとしても、定員によりご希望通りにお預かりできない可能性がありますことをご了承いただきますようお願い申し上げます。

●1号認定児・新2号認定児・こあら組について

＜令和元年10月1日より下記料金・システムへ変更＞

①「早朝7時30分～8時30分まで」のお預かりの場合の延長保育料

月残り 2,000円 ※兄弟姉妹割引はありません。（※変更あり…従来設定額より1,000円減額）

日残り（1日） 200円 （※変更あり…従来設定額より100円減額設定）

- …①の時間帯のみ「月極利用」を設定し、「1号認定枠」・「新2号認定枠」ともに利用していただけます。

※ただし、月極利用者は保育の必要性がある方のみになります。

- …「こあら組」で①の時間帯を利用される方のみ、「朝おやつ」の提供がありますので、料金が異なります。

◎「月残り」…2,500円／「日残り」…240円／日

②「15時00分～16時30分まで」のお預かりの場合の延長保育料

日残り（1日） 500円 （※変更あり…従来設定額より減額設定）

③「15時00分～17時30分まで」のお預かりの場合の延長保育料

日残り（1日） 550円 （※変更あり…従来設定額より減額設定）

④「15時00分～18時30分まで」のお預かりの場合の延長保育料

日残り（1日） 650円 （※変更あり…従来設定額より減額設定）

⑤「15時00分～19時00分まで」のお預かりの場合の延長保育料

日残り（1日） 800円 （※変更あり…従来設定額より減額設定）

⑥「半日保育(午前中保育)時」のお預かりの場合（11時30分～19時まで）の延長保育料（※兄弟同時利用割引なし）

① 11時30分～16時30分まで 750円 +（給食費 1食 390円 ※午後おやつ代含む）

② 11時30分～17時30分まで 850円 +（給食費 1食 390円 ※午後おやつ代含む）

③ 11時30分～18時30分まで 950円 +（給食費 1食 390円 ※午後おやつ代含む）

④ 11時30分～19時00分まで 1,100円 +（給食費 1食 390円 ※午後おやつ代含む）

⑦「長期休暇中(夏休み・冬休み・春休み)」の預かり保育料は別途のお申込みになります。

① 8時30分～13時00分まで 1,300円（1,000円） ※「午後おやつ代を除く昼食費」350円含む

② 8時30分～16時30分まで 1,750円（1,230円） 給食費390円含む ※午後おやつ代含む

③ 8時30分～17時30分まで 1,950円（1,370円） 給食費390円含む ※午後おやつ代含む

④ 8時30分～18時30分まで 2,050円（1,450円） 給食費390円含む ※午後おやつ代含む

⑤ 7時30分～8時30分まで 200円（兄弟割引なし） ※①～④のいずれかに追加利用する場合）

※夏休み、冬休み、春休みそれぞれの合計金額について、「25,000円」を上限とします。

※（カッコ）内は兄弟同時利用の2人目以降の割引料金となります。（2人目以降上限20,000円）

●新2号認定も長期休暇中の利用については25,000円を上限とし、兄弟同時利用時の割引も同様に適用します。

◎「長期休暇中」の以下の時間帯（③・④・⑤）のみについては、全学年において「保育の必要性」が認められる場合のみ利用可能とします。

…就労証明などの確認書類をもとに、どうしても家庭で保育ができない場合に限りです。（※①・②の時間帯においては理由なく利用できます）

【こあら組のみ対象の新規定】

- ①「7時30分～8時30分まで」、③「15時00分～17時30分まで」、④「15時00分～18時30分」、⑤「15時00分～19時00分」の時間帯を利用される方は、保育に欠ける必要性のある方に限らせていただきます（園指定の用紙に勤務状況など、その他保育に欠ける要件を記入し提出していただきます ※勤務先からの就労証明までは必要なし）。

こあら組はまだ2歳児ということもあり、ご家庭でお子さまとの時間を大事に過ごしていただきたいという理由から、以上の時間帯に限り、保育の必要性のある方みの利用をお願いいたします。

ただし、②「15時00分～16時30分」の時間帯に限っては、保育の必要性の有無は問わずご利用していただけます。

- 「半日保育日（午前中保育）」・「長期休暇中（夏・冬・春休み）」についても、こあら組のみ別規定があります。
 - ・通常保育日に「週3日コース」利用の方は、生活のリズムを優先し、長期休暇中の利用も通常と同じ日数（週3日）の利用といたします。
 - ・「半日保育日」・「長期休暇中」の利用についても通常時の考え方と同様、①「7時30分～8時30分」、③「8時30分～17時30分」、④「8時30分～18時30分」、⑤「8時30分～19時00分（※午前中保育のみ）」の時間帯は、保育の必要性に欠ける方（就労等の方）のみ利用とさせていただきます。
- こあら組においては、①の時間帯以外の利用は、通常保育日に「朝おやつ」の提供がないと同様、また、通常保育日と同じ8：30からの時間帯に変更となるため、長期休暇中の「朝おやつ」の提供はありません。（※1食390円の給食費内に朝おやつ代は含まれてません）。
- 新3号認定（こあら組・住民税非課税世帯）については、新2号認定と同様、減免が受けられます。

●預かり保育規定について

<従来通りの規定に基づく内容>（※今後も継続して定める規定を含みます）

- ・預かり保育担当は当園の保育教諭が担当します。
- ・行事日（七夕まつり・運動会・制作展・発表会など主に幼児の行事日等・教職員研修の日など）は実施しません。
- ・ここにこルーム（延長保育）利用後の降園の際、通園バスは出ませんので保護者の方に園までお迎えに来ていただきます。
- ・1号認定児およびこあら組が休園の日（土・日・祝・年末年始・お盆休み・園行事代休日など）はお休みです。
- ・幼稚園は19時に閉園しますので、19時以降の延長は行なえません。必ずお迎えは時間厳守でお願いします。
- ・進級児は4月の始業式より開始いたします。新入園児は5月1日を基本とし、開始いたします。➡（**新規定あり**）
- ・お迎えにお越しいただいた際は、園玄関設置のタブレット機器にて「降園」を必ず入力して下さい。
申し込まれた規定の延長保育終了時間を超えられると15分毎に、150円の超過料金を請求させていただきます。（長期休暇中、こあら組においては、16：30以降の預かりは保育に欠ける場合のみ利用となりますのでご了承下さい）
- ・ただし、利用日当日、急なご用事などで時間変更（延長）が必要な場合、初めに申し込まれた規定時間までに園へ電話連絡があった場合のみ、通常料金とさせていただきます。
※お電話がなかった場合は、事前にお申込み頂いた規定時間の料金+15分毎に150円の追加料金をいただきます。
- ・午前中保育（11時帰り）の日の延長保育（11：30～）や、長期休暇日の預かり保育では給食を園でご用意しますので、おはしセットの用意をお持たせ下さい。延長利用料金+給食費390円を加算してご請求させていただきます。
- ・延長保育（日残り）のご利用は、おやつ準備のため3開園日前までにお申込みをして下さい。➡（**新規定により、定員設定がありますので定員超過の際はご了承下さい。**）

【朝の月残り（①7：30～8：30）利用について】※月残りの設定は朝の時間帯のみ（7：30～8：30）になります。

- ・朝月残りお申込みの場合は、必ずご利用日の前月末日まで（ただし末日が休園日の場合は休園日の前日まで）にお申込み下さい。期日を過ぎてお申込みや、月途中での「朝の月残り」・「日残り」の変更には応じかねます。
- ・朝の月残りでお申込みされたのに、ご利用回数が少なかった場合でも、ご返金はできませんのでご了承下さい。
- ・超過料金を含めて日残り利用料金が朝の月残り利用料金を上回った場合でも、月残り代金と同額に割引くことは一切できませんのでご了承下さい。日残り利用料金そのままの額でご請求させていただきます。
- ・朝の月残り（①7：30～8：30）の利用は、「保育の必要性がある方のみ」となります。就労等の止むを得ない理由の申請をしていただき、確認後利用可能とさせていただきます。ご了承下さい。

<令和元年10月からの新しい規定について（※追加規定）>

- 基本的な規定は従来通りといたします。
- 「朝月残り」…①の時間帯（7時30分～8時30分）の利用以外の時間帯において、「月残り」の設定を廃止いたします。
①の時間帯以外（②～⑤の時間帯）では、「日残り料金の積算式」となります。
- 「新2号認定」の制度に伴い、預かり保育の利用希望者が大幅に増加することが予想されます。当園においても、保育室面積基準や人員配置の都合上、各認定区分、各学年にそれぞれ受け入れ定員を設定いたします（※今年度の定員数です）。

<通常保育日・半日保育日の各定員>

【1号認定利用枠（保育の必要性がない方の利用枠・申込順）】

➡ 1日…最大 7名まで（定員の内訳なし）

【新2号認定（新3号含む）利用枠（保育の必要性がある方の利用枠・申込順ではなく園内にて優先度順で利用調整）】

➡ 1日…最大13名まで（定員内訳：年少…3名、年中…3名、年長…3名、調整対応枠…4名）

※他の学年で定員が空いた場合でも、「各学年の定員を確保する理由」から、空いている学年の枠を他の学年は利用できません。

※保育認定基準と同様、就労時間の長い方や（保育の必要性に欠ける基準ポイントが高い方）から順に受け入れます。

※来年度以降、職員配置の調整につき次第、利用の定員を増やすことも検討しています。（※申込状況を見て判断いたします）

- 「新2号認定」の利用については、以下の順位で利用の優先度を設定します。

【優先度①】

令和元年8月現在、「月残り」登録者で「就労」により月極利用をしている方（今後、2号認定への異動が難しいため）

【優先度②】

兄姉（弟妹）が2号認定または3号認定在園児であり、1号認定の弟妹（兄姉）が2号認定または3号認定の選考から外れた場合、「保育の必要性が高い順」から順に定員まで受け付けします。（※他市在園児も平等に選考致します）

【優先度③】

市の2号認定の利用調整から外れた場合で、「保育の必要性が高い順」にて利用可能（※他市在園児も平等に選考致します）

- 優先度の基本としては、2号認定申請で落選した場合や保育の必要性を就労証明等で確認し、市の利用調整の基準に合わせて定員に達するまで選考いたします（※2号認定の制度とは異なり、他市在住の方も同様、公平に選考いたします。）
- 「新2号認定」について、利用の選考に外れた方は空き枠ができ次第、再度選考を行ない、優先度の高い順から利用のご案内をさせていただきます。「新2号認定」の申込み方法は、利用希望月の前月1日～15日までを締切とし、各学年の定員に達するまで毎月選考いたします。次月から「新2号認定」での利用をご希望の方は、必ず期間内での申し込みをお願いいたします。
- 「新2号認定」については、1年毎の更新制（就労証明の再提出など）とし、再度優先度の高い順から利用可能としますが、前年度に「新2号認定枠」で利用されていた場合、離職等に影響が出ないよう、就労条件が変わらない場合などは継続して利用できるよう配慮し、ご相談の上、継続更新をさせていただきます。ただし、保育の必要性を再度確認（就労証明等で）できた場合に限り（※「求職活動」等の認定は優先度が低くなる可能性が高くなり、利用できた場合でも市の条件と同様「最大3ヶ月間」が限度となります。求職活動利用で3ヶ月経過後はその先の3ヶ月延長利用はできません。）
- 「新2号認定」については、「1号認定」の枠での在園が基本となりますので以下の、土曜保育および、行事代休日、1号認定が休園の日は利用できません。「預かり保育実施日のみの利用」となります。
- 今年度までは、新入園児の1号認定に関して、4月の利用はできませんでしたが「新2号認定児」で利用が決定し、就労等により、やむを得ない理由に限り、4月の利用を相談により可能といたします。（ただし、1号認定枠利用者は今まで通り、基本的には4月の利用はできませんが、「新2号認定枠」に入れなく、「1号認定枠」で利用できた場合は、「新2号認定」としての利用とみなしますので、就労等で保育の必要性がある場合は相談により4月利用を可能とします。）
- 「1号認定枠」の「日残り」申し込みについては、10月よりお電話または、直接職員室での申し込みのみ（※バス停で添乗職員への伝言受付はできません）に統一させていただきます。また、お申込みは利用希望日の平日3日前の正午までを締切とします（例：10/1の利用については9/26まで）。（※定員設定を定めることから、お申し込み順を明確にさせるため、今までは連絡帳でのお申し込みも可能としておりましたが、今後はお電話または、直接職員室での申し込みのみとさせていただきます。）
お申込み方法は、平日開園日のみ受付とし、利用希望月の前月初日（平日開園日）から希望日初日（1日）の3日前までの間に電話または職員室に直接お越しいただき、お申込み下さい。（例：11/8を利用希望する場合…10/1～11/5 正午までが申込可能な期間となります）。お申し込みの際に、希望の日程を利用していただけるか否かをお伝えさせていただきます。
利用希望日3日前の正午以降のお申込みは受け付けできませんので、必ず期間内にお申込みください。
- 「1号認定」枠での利用者は、保育の必要性に関わらず今まで通り利用することができますが、定員までに限り（ただし、天災に関わる緊急事態や保護者の急な出産・危急の際はご相談の上、受け入れさせていただく場合があります。）
- こあら組で8時30分以降の利用者については、通常保育日と同様、「朝おやつ」の提供はありません。

●預かり保育利用料の変更について

【1号認定枠利用・新2号認定枠利用者(全利用者)共通 新料金】(※通常保育日)

現 在 (令和元年9月まで)	
①朝 7:30~8:30	300円/日
②15:00~17:00まで	600円/日
③15:00~18:00まで	800円/日
④15:00~19:00まで	1,000円/日



令和元年10月より 【新料金】(カッコ内は現行料金との比較)	
【新①】朝 7:30~8:30	200円/日
【新②】15:00~ <u>16:30</u> まで	500円/日
【新③】15:00~ <u>17:30</u> まで	550円/日
【新④】15:00~ <u>18:30</u> まで	650円/日
【新⑤】15:00~ <u>19:00</u> まで	800円/日

●預かり保育利用料の目安(一覧表)について(※通常保育日)

- ・【1号認定利用者】
……「日残り」・「【新①】の表の月残り」の列を参照
- ・【新2号認定利用者】
……「補助額」・「日残り」・「新2号減免後」・
「【新①】の表の月残り」を参照
「新2号減免後(実質支払額)」の列を参照

【新①】 朝 7:30~8:30 まで				
日数	補助額 (新2号のみ)	朝月残り (1号・新2号認定 利用)	日残り (1号認定・ 新2号認定共通)	新2号減免後 (実質支払額)
1	450	2,000	200	0
5	2,250	2,000	1,000	0
10	4,500	2,000	2,000	0
15	6,750	2,000	3,000	0
20	9,000	2,000	4,000	0

【新②】 15:00~16:30 まで			
日数	補助額 (新2号のみ)	日残り (1号認定・新2号認定共通)	新2号減免後 (実質支払額)
1	450	500	50
5	2,250	2,500	250
10	4,500	5,000	500
15	6,750	7,500	750
20	9,000	10,000	1,000

【新③】 15:00~17:30 まで			
日数	補助額 (新2号のみ)	日残り (1号認定・新2号認定共通)	新2号減免後 (実質支払額)
1	450	550	100
5	2,250	2,750	500
10	4,500	5,500	1,000
15	6,750	8,250	1,500
20	9,000	11,000	2,000

【新④】 15:00~18:30 まで			
日数	補助額 (新2号のみ)	日残り (1号認定・新2号認定共通)	新2号減免後 (実質支払額)
1	450	650	200
5	2,250	3,250	1,000
10	4,500	6,500	2,000
15	6,750	9,750	3,000
20	9,000	13,000	4,000

【新⑤】 15:00~19:00 まで			
日数	補助額 (新2号のみ)	日残り (1号認定・新2号認定共通)	新2号減免後 (実質支払額)
1	450	800	350
5	2,250	4,000	1,750
10	4,500	8,000	3,500
15	6,750	12,000	5,250
20	9,000	16,000	7,000

※利用料については以上の表のとおりとなります。

ただし、「新2号認定」において、例えば【新①】(朝利用)と【新②】(17:00まで利用)を1日で両方利用された場合でも、**1日の減免上限額は「450円」**となりますので、それぞれに450円が減額される訳ではありません。

※減免額については、一旦「日残り」利用日数の全額をお支払いいただいた後、在住市町村より減免額が保護者様の口座へ直接支払われる形になります。(今年度については年度末に一括払いの予定で各市より通知がきています。)